

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年6月7日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300003号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300008号

## 第1 結論

昭和57年\*月から昭和62年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年\*月から昭和62年5月まで

国民年金の加入手続、保険料の納付についてすべて母親に任せていたため詳しくは覚えていないが、母親が加入手続と保険料納付をしてくれていたと思う。請求期間に年金記録がないので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親がA市(現在は、B市)において国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれていたと思う旨陳述している。

しかしながら、B市は、請求者に係る国民年金の加入記録及び保険料納付記録はない旨回答している上、請求者は自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について確認することができない。

また、請求者が所持している年金手帳から、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は昭和63年5月20日と記載されているところ、当該記録は請求者に係るC市及びD町の国民年金被保険者名簿の資格取得記録並びにオンライン記録と一致しており、上記年金手帳の国民年金記号番号は、資格取得の処理年月日から同年6月頃に払い出されたことが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、A市において国民年金記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された記録は確認できない上、A市に係る国民年金手帳記号番号払出簿において請求期間に払い出された国民年金記号番号を確認したが、請求者に国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。